

# ニッケルのサプライチェーンにおける 人権デュー・ディリジェンスに関するアンケート

## 基本情報

企業名：株式会社 SUBARU

回答日：2026年3月13日



## 1. ニッケル採掘における人権問題の認識状況

1.1 本アンケート受領時点で、貴社は、ニッケル採掘に関連する人権問題を認識していますか。認識している場合には、その課題の内容をご回答ください。

当社は、事業活動およびサプライチェーン上において、人権リスクが内在し得ることを認識しており、人権方針を制定しています。

1.2 本アンケート受領時点で、貴社は、特にインドネシアにおけるニッケル採掘に関連する人権問題を認識していますか。認識している場合には、その課題の内容をご回答ください。

公開情報等を通じて、インドネシアにおけるニッケル採掘は、人権および環境面の課題が国際的に議論され得る領域であることは認識しています。

## 2. ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）の実施状況

### ○方針と制度について

2.1 貴社は、鉱物資源の調達に特化した方針を策定していますか。策定している場合、先住民族の権利尊重（FPIC）を方針に含めているかを含め、方針の具体的な内容をご回答ください。

当社は、人権尊重を企業活動の基本原則として「人権方針」を制定し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権尊重の責任を明確化しています。また、調達領域においては「CSR 調達（調達基本方針）」を公表し、人権尊重・法令および社会規範の遵守・環境保全等に配慮した取引に努めること、ならびに環境・社会（人権）を含む観点（QCDDMES）で調達先選定を行うことを示したうえで、鉱物資源の調達に特化

した方針としては「責任ある鉱物調達方針」を定めています。先住民族を含む弱い立場の人々の人権尊重については、人権方針において特に配慮する旨を掲げています。

2.2 貴社は、鉱物資源のサプライヤーの選定や評価の基準、サプライヤーとの契約条件に人権問題に関連する項目を含めていますか。

鉱物資源の直接取引は無いが、当社は、調達基本方針に基づき、調達先選定において品質・コスト・納入・技術開発・マネジメントに加え、環境・社会（人権）等の観点（QCDDMES）を考慮することを示しています。また、「SUBARU サプライヤーCSR ガイドライン」を策定し、お取引先様に対し人権尊重・法令遵守等の実践を求め、遵守合意書の提出を求めています。

2.3 貴社の事業（現地採掘会社への投資を含む）に使用される鉱物資源について、人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）のプロセスを導入していますか。導入している場合には、遵守している国際条約、国際的枠組みその他の法令・ルールと併せて、プロセスの内容をご回答ください。

当社は、CSR 調達の枠組みの下、紛争鉱物（3TG）に加え、コバルトおよびマイカについて、国際的な規範・基準（「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」等）を参照し、RMI が提供する調査票（CMRT/EMRT 等）を活用した調査を実施しています。さらに、当社は人権方針に基づき、人権リスクの特定・防止／軽減・是正・情報開示等を含む人権 DD の継続的運用を掲げています。

#### ○組織構造について

2.4 鉱物資源の採掘事業（現地採掘会社への投資を含む）及び鉱物資源ないし鉱物資源が使用されている部品の取引に関する人権 DD のプロセスを導入している場合、プロセスを実施している貴社の部署をご回答ください。複数の部署が横断的に実施しているときは、その概要をご回答ください。

当社は、人権方針に基づき、代表取締役社長を人権に関わる責任者とする体制を整備し、関係部門横断のタスクチーム等により人権課題の検討・PDCA を行っています。また、調達領域では、常務執行役員調達本部長を委員長とする「調達委員会」において CSR 調達活動（ESG 課題の共有・PDCA）を推進しています。

2.5 鉱物資源の取引及び事業（現地採掘会社への投資を含む）に関する人権 DD のプロセスにおいて人権問題が特定された場合、通常、その問題に対応すること

となる貴社の部署をご回答ください。複数の部署が横断的に対応するときは、関連する部署の名称や関連部署間の連携状況など、対応する組織構造の概要をご回答ください。

人権方針に基づき、人権に対する負の影響を引き起こした、または関与したことが明らかになった場合には救済に取り組むなど、必要な対応を行っております。具体的な案件対応は、関係部門（調達・サステナビリティ・リスク/コンプライアンス等）が連携し、必要に応じてサステナビリティ委員会等へ報告・議論する枠組みの下で対応します。

### ○会議体と報告書について

2.6 鉱物資源の取引及び事業に関連する人権問題を話し合うための会議体はありますか。会議体がある場合に、出席者の概要（役職名等）と開催頻度をご回答ください。

当社は、人権に関するタスクチームでの定期的な検討、およびサステナビリティ委員会・取締役会への報告・議論の枠組みを整備しています。調達領域では「調達委員会」にて ESG 課題の共有・PDCA を実施しています。

2.7 鉱物資源に関する人権 DD 報告書は作成していますか。作成している場合、過去の報告書も含め人権 DD 報告書は公開していますか。公開しているときは、公開先をご記入ください。

当社は、人権方針および CSR 調達（責任ある鉱物調達を含む）の取り組みを公式ウェブサイトで開示しています。

3.1 人権 DD のプロセスにおける一連の取組み（人権リスクの評価、特定された人権リスクの防止や軽減のための措置の実施、その実施状況および結果の追跡調査の実施など）を開示していますか。開示内容や開示頻度も含めてご回答ください。また、報告書として開示している場合には、開示先をご記入ください。

当社は、人権方針（人権 DD、救済・苦情処理、教育、対話・協議、情報開示等）および CSR 調達（体制・方針、紛争鉱物・コバルト・マイカ調査等）について、公式ウェブサイト等を通じて開示しています。

## 4.人権リスクの影響の特定と評価

4.1 貴社は、鉱物資源のサプライチェーンにおける人権リスクの影響を特定していますか。特定している場合、当該人権リスクを重要課題として認識していますか。鉱物資源の種類も含めてご回答ください。（例：電池製造のためのニッケル採掘における人権侵害）

当社は人権方針に基づき、事業に関わる潜在的または実際の人権リスクを特定し、防止・軽減する仕組みを構築し継続的に運用しています。調達領域においては、責任ある鉱物調達（紛争鉱物、コバルト、マイカ等）を重要なテーマの一つとして位置づけ、調査を実施しています。

4.2 重要課題として認識している場合、これらの人権リスクが与える影響をどのように評価したため重要課題であると認識したかをご回答ください。また、その際にどのような方法により人権リスクや事業への影響を評価しましたか。

当社は、国連指導原則に基づく人権 DD の枠組みの中で、人権リスクを「影響の大きさ」および「発生可能性」等の観点で評価し、調達領域における重要リスクとして「責任ある鉱物調達（紛争鉱物、コバルトなど）」等を明確化している旨を公式ウェブサイトで開示しています。

## 5.人権侵害の防止と軽減

5.1 ニッケル採掘に関連する人権侵害を防止または軽減するために、貴社は具体的にどのような措置を実施していますか。

当社は、責任ある鉱物調達方針の下、直接材サプライチェーンを対象とした紛争鉱物調査を毎年実施し、コバルトやマイカ等、紛争鉱物以外の鉱物についても順次デュー・ディリジェンスを進める方針を公表しています。ニッケルについても順次デュー・ディリジェンスを進める予定です。

5.2 貴社は、これらの措置の有効性を定期的に評価していますか。評価している場合に、その具体的な方法をご回答ください。

当社は、CSR 調達活動を PDCA サイクルで推進している旨を公表しています。紛争鉱物・コバルト・マイカ等の調査について、実施結果を踏まえ必要に応じてフォローアップや改善支援を行い、その結果を調達先選定等にも反映しています。

5.3 貴社は、これらの人権侵害の防止および軽減に向けた取組みに関して情報公開していますか。公開している場合、公開先をご記入ください。

当社は、CSR 調達ページにおいて、責任ある鉱物調達（紛争鉱物・コバルト・マイカ調査、方針等）に関する情報を公開しています。

## 6.対話・救済手続き（グリーンバンスメカニズム）の実施状況

6.1 ニッケル採掘に関して、製錬所や採掘現場など、サプライチェーンにおいて発生する人権侵害について、貴社のご状況について以下の質問にご回答ください。

- (1)人権侵害により影響を受ける労働者や地域社会に対して救済制度を提供していますか。
- (2)救済制度は周知されていますか。周知方法をご回答ください。
- (3)救済制度はどの言語や手段（電話、オンラインフォーム、電子メール等）でアクセスできるようになっていますか。
- (4)申立人に救済制度の手続き中に法的措置を取る機会是与えられていますか。
- (5)苦情が申し立てられた場合、貴社のどの部署（窓口）が最初に対応しますか。

当社は人権方針において、負の影響が明らかになった場合の救済、および苦情処理手続きの構築・維持を掲げています。加えて、当社は各種相談窓口（従業員向け相談窓口、コンプライアンス・ホットライン、お取引先様向け相談窓口等）を整備し、秘匿性・匿名性の確保等を含めた運用を公表しています。

6.2 貴社は、（ニッケル採掘に関する人権侵害に限らず）人権問題に関する苦情を受け付けるための窓口を海外向けに設けていますか。設けている場合、対応言語を含め、その概要をご説明ください。

実施状況：

当社は、コンプライアンス・ホットラインにおいて、複数言語対応（電話：英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語等）やWEBでの相談受付を公表しています。また、サプライチェーンの人権に関する取り組みの一環として、JP-MIRAIの枠組みを通じた相談窓口（22カ国語対応）への参画等も公表しています。これらは主として当社・当社サプライチェーンに関わる労働者等の相談・苦情受付を念頭に運用しています。

6.3 ニッケル鉱山の労働者または地域社会からの苦情に対処するための制度を導入している場合は、以下の項目についてご回答ください。

- (1)貴社の昨年度における苦情受付件数
- (2)貴社に対して昨年度に提起された人権問題の種類
- (3)貴社による昨年度中の主な対応内容と結果
- (4)貴社において昨年度中の苦情 1 件あたりの対応にかかった平均的な期間

当該採掘に関する苦情受付の実績は確認されていません。

## 7. サプライチェーンのトレーサビリティ

7.1 貴社は、電気自動車（EV）用の電池に使用されているニッケルのサプライヤー（一次、二次およびそれ以降など）をどこまで把握していますか（電池メーカー、製錬所、採掘業者など）。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先をご記入ください。

当社は、サプライチェーン追跡可能性向上に取り組む方針を公表しています。責任ある鉱物調達の実践では、RMI の調査票（CMRT/EMRT 等）を用いてサプライチェーンを遡り、製錬所の特定等を進めていますが、ニッケルについては現時点では準備・検討段階です。

7.2 貴社は鉱業会社または鉱物処理会社との間で直接、ニッケルその他の鉱物の調達契約を締結していますか。締結している場合は、貴社の人権方針や調達方針などに対する理解とそれらに則した実践の要請について、契約書に明記していますか。

当社は、人権方針および CSR 調達方針に基づき、ビジネスパートナーに人権尊重を期待し働きかけることを明記しています。また、Tier1 のお取引先様に対しては、サプライヤーCSR ガイドラインの遵守合意を求める取り組み等を公表しています。鉱業会社／鉱物処理会社との直接契約の有無や個別契約条項の詳細については契約情報に関わる内容の為、開示は差し控えます。

7.3 貴社は、電気自動車（EV）用の電池に使用されているニッケルのサプライチェーンについて、調査やモニタリングをどのように実施していますか。その基準やプロセス、頻度についてご回答ください。調査やモニタリングの結果を公表している場合は、公表先をご記入ください。

当社は、紛争鉱物・コバルト・マイカ等について、国際的なガイダンスを参照し、RMIの調査票（CMRT/EMRT等）を用いた年次調査を実施している旨を公表しています。ニッケルに関しては準備段階にあります。

7.4 貴社は、人権問題以外にニッケル採掘による環境への影響について調査していますか。

当社は、調達基本方針において環境面を含む観点で調達先選定を行うことを示し、環境方針・グリーン調達ガイドライン等に基づく取り組みを進めています

7.5 貴社は、調達方針に基づき、サプライヤーに人権尊重を求めるために、どのような措置を講じていますか（例：契約上の義務、サステナビリティ研修の実施など）。また、調達方針に関して、時限的な目標や導入している認証制度があればご記入ください。

当社は、人権方針に基づきサプライチェーンを含むビジネスパートナーに人権尊重を期待し働きかけることを明記しています。また、サプライヤーCSRガイドラインに基づく遵守合意の依頼、取引先CSR説明会・CSR調査によるモニタリング、責任ある鉱物調達説明等の取り組みを公表しています。

## 8.ステークホルダー・エンゲージメント

8.1 EV用の電池に使用される鉱物資源に関して、貴社はステークホルダー・エンゲージメントポリシーを策定していますか。策定している場合、ポリシーの内容をご回答ください。

当社は人権方針において、関連するステークホルダーとの対話・協議を行う旨を掲げています。また、責任ある鉱物調達においても、ステークホルダーと連携し情報公開に努める方針を公表しています。

8.2 EV用の電池に使用される鉱物資源に関して、貴社と以下のステークホルダーとの関係性の概要を説明してください。

- (1)労働組合（関与している組合名や関与の内容など）
- (2)NGO（関与の頻度や内容、成果など）
- (3)投資家（人権問題や人権DDの実施に関するコミュニケーションの内容など）
- (4)国際機関（人権問題に関する取組みへの協力内容など）

- (5)その他ステークホルダー（ステークホルダーの種類や関与目的など）

当社は、人権方針に基づきステークホルダーとの対話・協議を重視し、機関投資家等とのコミュニケーションや外部評価機関との対話などを公表しています。また、調達領域においては業界団体等と連携し、責任ある鉱物調達の協業（例：自工会メンバーとして紛争鉱物対応の協業に参加）を行っている旨を公表しています。

## 9.既知の人権問題に対する対応

9.1 貴社が本アンケートの 1.1 および 1.2 で言及した人権問題について、貴社の事業に関連して当該リスクを認識している場合、人権 DD プロセス、苦情処理メカニズムその他の社内プロセスを通じてどのように対処しているかを具体的にご回答ください。

当社は、人権方針に基づく人権 DD（リスク特定、予防・軽減、是正、情報開示）を継続的に実施しています。調達領域では、取引先 CSR 説明会・CSR 調査によるモニタリングとフォローアップ、責任ある鉱物調達（紛争鉱物・コバルト・マイカ等）調査の実施、ならびに相談窓口の整備等を通じて、リスクの把握と改善支援に取り組んでいます。

## 10.課題と障壁

10.1 サプライチェーンにおける人権問題について、貴社が直面している課題や障壁を具体的にご回答ください（例：法規制の欠如、技術的制約、業界全体の問題、リソースの制約など）。

鉱物資源のサプライチェーンは多層構造であり、上流工程を含むトレーサビリティ確保、現地情報の把握、評価枠組みの整備には一定の時間とリソースを要します。

## 11.その他

11.1 貴社は、EU その他の国地域における人権デュー・ディリジェンスに関連する法制度について、どのような手段で最新情報を入手していますか

当社は、調達領域では調達委員会等を通じて ESG 課題に関する最新関連情報の共有を行っている旨を公表しています。また、人権領域ではタスクチームやサステナビリティ委員会等を通じて外部環境の変化を捉え、適切な運用に努めています。

11.2 人権デュー・ディリジェンスが日本国内で法制化される場合、内容等に対する要望があればご記入ください。

具体的な要望は回答を差し控えます。

11.3 鉱物資源の人権デュー・ディリジェンスを実施するにあたっての課題があれば、その内容についてご記入ください。

鉱物資源の人権デュー・ディリジェンスの場合、一般的には、上流工程を含む情報収集・検証、リスク評価の枠組み整備、継続的モニタリング体制の構築、サプライヤーとの対話・是正支援の実効性確保等が課題となり得ると考えます。

11.4 人権デュー・ディリジェンスの実施やライツホルダーとの対話などに際し、業界団体や NGO 等を活用されていますか。活用方法（課題も含む）についてご記入ください。

当社は、責任ある鉱物調達に関し業界団体等と連携して取り組む旨を公表しており、紛争鉱物対応に関する協業（自工会メンバーとしての協業参加）等を行っています。また、人権に関する取り組みではステークホルダーとの対話・協議を重視しています。

#### アンケート締め切り

ご回答は、**2026年3月31日（火）**までにご提出ください。ご協力いただきありがとうございました。皆様のご回答は、責任ある調達慣行を推進し、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを推進するために活用させていただきます。